

第4回北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議議事録

日 時／令和2年9月2日（水）
15：00～17：00
場 所／京王プラザホテル札幌

【中野副知事】

それでは、定刻になりましたので、只今から、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議を開催させていただきます。本日のご出席者でございますけれども、北見市の辻市長につきましては、本日は所用のためご欠席となっております。

それでは、早速議事に移らせていただきます。ここからの進行は座長の石井先生にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

早速、議事を進めさせていただきます。本日は、これまでの議論を踏まえて、道において課題を整理していただき、今後の対応方向を示した中間取りまとめ案について、説明がございますので、ご議論いただければと思います。中間取りまとめに向けては、本日が最後の会議ということでもありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

まず議事1、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ案について、一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。資料が大部ということもありますので、事前に配布させていただいておりますので、意見交換の時間を確保するため、説明はポイントを絞ってお願いしたいと思います。

【倉本総合政策部長】

それでは、資料1をご覧くださいと思います。前回、第3回有識者会議における主な意見についてご説明いたします。第1部の経済対策全般、経済への影響・対策では、道内経済の循環や道産品の消費喚起が重要であり、それらも含めた経済対策全般について実績や効果を検討した上で見直しや追加を行うというプロセスを踏むことが必要。

また、感染対策と経済対策の両立につきましては、新北海道スタイルに前向きに取り組んでいる事業者に対する支援が必要であるや国の支援が届かない事業者への支援は道の役割であるということ。介護人材不足が一層深刻になることが懸念、差別・偏見防止の呼びかけが重要という意見がありました。

第2部の第1波、第2波の対応についてでございますが、1波における緊急事態宣言、一斉休校の対応について、それほど否定的な意見はなかった。地域の感染状況に応じた柔軟な対応が必要であったというご意見、3ページめになりますけれども、保健所と市町村、医療機関との情報共有をしっかりと行うことが必要、あるいは、感染者が特定されると医療機関や社会福祉施設の従業員、家族が誹謗中傷される可能性があるので公表は慎重に行う必要があるというご意見、個人情報保護の観点も重要だが、個人情報と共通情報の仕分けが不十分といったご意見がございました。

続きまして資料2をご覧ください。まず、目次をお開きいただきまして、第1章は4月末までの状況の推移についてを整理しております。第2章は、第1波への対応について、

7月30日に行われました検証会議、特に、第1波への対応について振り返っておりまして、皆さんからご意見についても付記させていただいております。第3章は、8月6日の第2回会議、第2波への対応について、第4章が第3回、前回8月24日の会議、経済への影響と対策について、第5章、同じく第3回会議の際に資料として提示させていただきましたが、市町村・関係団体へのアンケートについてとなります。本日は、第6章の部分を中心にご議論いただきたいと思いますので、75ページをお開きいただきたいと思います。

今後の対応ということで、まず、一連の対応についての妥当性及び課題でございますが、この有識者会議での議論、それから市町村・関係団体へのアンケート調査の結果を踏まえますと、第1波における道独自の緊急事態宣言や小中学校の一斉休業要請、第2波における札幌市との緊急共同宣言や休業要請の段階的解除など、道が独自の判断に基づいて行いました取組については、概ね妥当であったと見なすことが出来るという整理をさせていただいております。

一方で、検査体制や医療提供体制、経済や教育に及ぼす影響への対応、市町村との連携など改善すべき課題も多く指摘されたということで、これらについて今後の対応を整理していきたいとしています。

2番目の課題と対応方向ということでございます。1つ目の感染まん延防止対策に関する論点の中から、主な課題として6つほど整理しております。感染拡大の兆候の早期発見、機動的な感染拡大の防止、医療提供体制等の確保及び集団感染への対応、地域の実情に応じた対策の実施、感染者情報の公表のあり方、差別・偏見の防止を挙げております。

対応方向ですが、感染拡大の兆候の早期発見に関しましては、1つ目に「帰国者・接触者相談センター」の持続可能な体制の確保に向け、相談業務の外部委託等の一層の推進を図ること。2つ目としては、地域外来・検査センターの設置や帰国者・接触者外来の体制拡充などを進めること。3つ目には、今後の季節性インフルエンザの流行を見据えて、より多くの発熱患者に対して適切な診療ができる体制整備を進めること。4つ目には、多様な検査手法の周知や検査体制の一層の強化を図ることとしております。

機動的な感染拡大の防止については、保健所職員が専門分野での業務に集中出来るよう体制整備や業務の効率化を一層推進すること。2つ目としては、道と保健所設置市等との連携の下、専門家を確保や広域支援チームの編成など機動的な感染拡大の防止に向けた取組の一層の推進を図ること。3つ目としまして、道立衛生研究所において、集団感染発生時の技術的支援など中長期的な視野で機能強化を図ること。

医療提供体制等の確保及び集団感染への対応につきましては、妊産婦や小児、透析患者など特別な配慮が必要な患者の受入体制の強化を図ること。2つ目に、患者数が大幅に増加した場合に備えて民間運送事業者の活用を図るなど、患者輸送体制の一層の充実を図ること。3つ目は、感染疾患の受入医療機関の経営状況等を考慮しつつ、空床確保や疑似症患者受入に対する支援を速やかに行うこと。4つ目には、現在、三次医療圏において宿泊療養施設を確保しておりますが、今後、必要に応じて速やかに使用を開始すること。5つめは道が備蓄しています衛生用品について、必要量を今後も確保できるように取り組むとともに関係団体と連携を図り、医療機関や社会福祉施設等のニーズを踏まえてより迅速に提供すること。77ページになりますが、6つ目は医療機関や社会福祉施設等における感染拡大防止に向けて、発生事例を参考に実践的な研修を実施すること。7つ目として、医

療機関や社会福祉施設等において集団感染が発生した場合に、「北海道感染症広域支援チーム」を編成、派遣するなど、速やかに適切な支援を行う体制を強化すること。

それから、地域の実情に応じた対策の実施につきましては、1つ目として今後の新たな警戒ステージを決定しましたが、感染はどこでも起こりうる可能性があることから全道域での取組を基本とし、その時々感染状況や医療提供体制を踏まえ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象として施策を講じること。2つ目としましては、医療提供体制等の負荷、監視体制、感染状況、この3つを新たな指標としてモニタリングを行いまして、日々の情報を可視化し情報発信を行っていくこと。3つ目に、振興局において市町村との連携を一層強化しながら、知事による注意喚起に加えまして、市町村による地域の実情を踏まえた効果的な注意喚起を行っていくこと。

それから、感染者情報の公表のあり方でございますが、公衆衛生上の必要性、一方で個人情報保護と比較衡量しながら本人の同意を得られた内容について公表しております。その際、国が都道府県単位を基本とする中、本道の広域性や人の動きにも鑑みまして、振興局単位を基本単位として発表しております。感染拡大防止対策の推進、それから個人情報保護、また積極的な疫学的調査など保健所活動への影響等も踏まえ、市町村と十分に協議を重ね、道としての対応を整理していきたいと思っております。

差別・偏見への防止でございますが、人権侵害が行われようがないよう普及啓発に取り組むことと感染症に起因する人権侵害に関する相談窓口を設けることとしております。

次に78ページでございますが、(2)としまして社会経済への影響対策、これにつきましては、大きく4つの課題として整理しております。中小・小規模事業者への支援、雇用の維持・確保と就業支援の充実、観光振興に向けた支援の充実、「新北海道スタイル」の浸透・定着になります。

まず、中小・小規模事業者への支援でございますが、新型コロナウイルス感染症対応資金について、今後の資金需要を勘案し、融資枠の拡充を図る。また、資金繰りを切れ目なく支援していくこととしております。2つ目に、感染症対策に積極的に取り組む事業者に対して、専門家の派遣、あるいは設備や備品購入、新たな販路開拓等への支援の充実を図ること。3番目、休業要請に関して、今後休業要請が必要となる事態に至らないよう対策を講じていくことを基本としていくわけですが、万が一休業要請が必要となる場合には、国への要請も含め、遅滞なく支援策の検討を進めていくこと。4つ目になりますが、様々な支援策の総合的な相談窓口を設置しておりますが、その更なる周知を図るほか、専門家の派遣などによりまして、事業者の方が迅速に必要な施策を活用できるように取り組むこと。雇用の維持・確保と就業支援の充実でございますが、1つ目としては、雇用の維持、あるいは新規学卒者の就職活動に対する柔軟な対応について企業等に働きかけること。2つ目としまして、離職を余儀なくされた非正規雇用労働者の方々を対象とした研修の実施や相談体制の強化などの対策を講じていくこと。3つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一時帰休や解雇などの状況にあって短期的に働きたいといった希望を持つ方々に向けまして、そういった方々を対象として、マッチングサイトであります「北海道短期おしごと情報サイト」の活用促進を図ること。4つ目として、離職者の早期就職と企業の人材確保を図るため、介護や建設など人手不足となっている業種への転職を

支援すること。観光振興に向けた支援の充実に関しましては、「GoToトラベル」が終了後の冬季における観光需要の落ち込みを緩和するため、道内旅行商品の割引に対して支援すること。また、感染症収束後を見据え、交通事業者や観光事業者などと連携して、北海道の魅力を国内外へ広く発信する取組を進めること。「新北海道スタイル」の浸透・定着につきましては、ホームページやチラシなどを使った普及啓発や事業者へのステッカー配布、商工会議所・商工会などと連携した全道の事業者への巡回訪問などを通じて、一層の浸透・定着を図ること。2つ目として、「新北海道スタイル推進協議会」における取組事例の共有などを通じまして、感染症収束後を見据えた新しいビジネススタイルへの変化を促進すること。3つ目としまして、テレワークを導入する企業への労務・業務管理等に関するマニュアルを作成するとともに、必要な機器整備への支援を行うこととなっております。

80ページを開いてください。教育への対応となりまして、今後の学校休業への備え、もう1つは今後の学校運営の質的改善に関する2つの側面から話題を整理させていただきました。対応方向としまして、まず今後の学校臨時休業への備えであります。1つ目として、学校における臨時休業の判断については、5月22日に文科省で発表しました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づいて行うこととし、その際、情報を市町村教育委員会により保護者に周知し、共有を図ること。2つ目としまして、国による緊急事態宣言が発令された中で、休業要請においては、地域や児童生徒の生活圏におけるまん延状況の把握、学びの保証等も考慮して、その必要性について地方公共団体の首長と事前に十分相談することとされていることを踏まえて、市町村・市町村教育委員会と緊密な情報共有と連携を図ること。それから、今後の学校運営の質的改善でございますが、学習指導員やスクールサポートスタッフ等の人的支援、保健衛生用品や家庭学習用教材などの物的支援を行うこと。2つ目として、児童生徒の心のケアに向けて、教育相談を実施することができる校内体制の整備や、スクールカウンセラーの緊急派遣やSNSを活用した相談等、また、偏見やいじめに対して繰り返し指導を行うこと。3つ目でございますが、リモート教育に向けて必要な環境整備を進めること。81ページでございますが、4つ目として、校内の清掃や消毒について、国の「衛生管理マニュアル」に基づいて適切に実施するとともに、サポートスタッフによる支援を実施すること。5つ目でございますが、感染症防止に向けた学校の設備の改修など児童生徒が安心して学べる環境を整備するとなっております。

82ページをお開きいただきたいと思います。4つ目でございますが、政策形成過程の透明性及び政策推進における実効性確保ということで、主な課題として、市町村との連携、もう一つは政策形成過程の透明性と政策推進における実効性確保となっております。対応としまして、市町村との連携につきましては、道対策本部の決定事項あるいは記者会見における発表事項について、あらかじめ市町村等へお知らせするというところにこれまで以上に情報共有を図っていくこと。2つ目は感染者情報について、フロー図が付いておりますが、振興局長を通じて必要な情報を市町村長に提供する、また、情報の内容につきましては、感染拡大防止対策の推進、個人情報保護、積極的疫学調査などの保健所活動への影響等の観点も踏まえ、市町村とも十分に協議を重ね、対応を整理する。それから、政策形成過程の透明性と政策推進における実効性確保について、1つ目としましては、対策の決

定の場合とし、本部会議について議事録を作成・公表すると同時に、重要な政策決定に係る幹部打合せについて、記録・保存すること。2つ目として、今後の新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、関係法令の動向を踏まえるとともに、進捗状況について不断の検証を行いながら、実効性のある政策を適切に推進するとしております。なお、75ページ中段に※で記載しておりますけれども、これらの対応につきましては、予算の議決を前提に記載している項目があることに留意いただきたいことと、先般、国の対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が決定されておりました、今後も国の動向を注視することが必要とさせていただいております。説明は以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。今の説明に対する質問等を含めまして、各委員からご意見等をいただければと思います。今日は加藤委員からご発言いただいてもよろしいでしょうか。

【北海道老人福祉施設協議会 加藤副会長】

77ページの一番下のところある「差別・偏見の防止」の関係で、お願いも含めてなんですけれども、感染症に起因する人権侵害に関する相談窓口なんですけれども、相談窓口というのはたくさんあった方が良いでしょうし、我々一番思っているところは、例えば、地方の市町村の中で、もしコロナが起きた時の相談窓口が身近なところにもあった方が良いでしょう、逆に言うと、きちっと対応してくれるところがどこなのかという道標、方向性を示してくれるところが良いでしょう、各市町村において毅然として対応してくれないと困るところで、相談を受けてその結果どうするんだということまで、きちっと対応してもらわないと、職員があらぬ被害に遭うことも想定されますのでお願いしたいと思います。

それと、我々施設の協議会の中で議論しているのは、災害の時に、自助、共助、公助と言う時、公助というのが、おそらくこういう意味では、北海道を始めとする公共団体の方から応援チームを作ってもらったりするわけなんですけれども、我々としては、共助の形を少し北海道との協議の中で議論をさせていただいております。それは、各施設を横断的に職員を派遣したり、応援職員によって、施設の埋まっているところを助けるという共助の仕組みも必要かと思うので、是非、我々の施設だけの問題ではなく、自助、共助、公助というところを大きな柱の中に、これがあったら良いなと思っているところです。

それと、先ほどと関連するところがあるのですが、我々施設に発生した後の問題なんです、クラスターが終わった段階で、「終息しました」という発表の度合いがなかなか見えてこない。発生した時は大きく取り上げられるのですが、どここの施設での発生については終息いたしましたというところが、いつ終わったのだろうかということもあって、利用されている方ですとか、ご近所の方の安心につながっていかないので、是非、終息宣言、安全宣言と言っていただければ一番良いのですが、そういうことも含めて検討していただければと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

公助の前に共助、というご指摘は、とりまとめにもある話であり、重要であると思います。私の方ではっきり申し上げませんでした、素案が出てますので、文章上の問題なり

課題や感じられた点については、具体的に意見も出していただく形をお願いいたします。
高橋委員をお願いします。

【札幌医科大学 高橋教授】

75ページの「課題と対応」の「感染まん延防止対策」ですが、率直に申し上げて、よくこの短期間で、きっちりとまとめてくださったなと思っております。実際、北海道は第一波、第二波で、色々と多くのことを学んだと思いますし、そこで学んだことが、非常に重要なポイントをここに挙げていただいていると思います。これで十分かどうかは難しいところですが、総論的なところはこれで十分としましても、今後、各論としての、例えば、支援のチームを作るとしたらどのように作るか等、そういう各論を、是非、着実に進めていただきたいと考えております。

また、実際に、札幌と札幌以外はどうなのかという話が出たと思うのですが、前回第3回と第2回の間、感染に関しまして大きな動きが色々ありました。このように札幌だけが北海道スタイルを守っていても、今まではあまり出ていなかった地域も含めて、必ず道内全域で何かしら影響を受けるということが示されたのではないかと思いますので、全道一丸となって、北海道スタイルでみんなで感染対策をするということが重要であると思います。一度、札幌以外で、感染者の方が多く出てしまいますと、医療のリソースにしても、検査体制にしても、各保健所の体制にしましても、非常に逼迫してしまうということが明らかになっていますので、全道で北海道スタイルを是非進めていただくように施策をお願いしたいと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

改めて、北海道スタイルの推進について、ご意見、非常に重要な論点かと思えます。
三戸委員をお願いします。

【北海道医師会 三戸常任理事】

内容につきましては、特に問題なく、良くまとめられているのではないかと思います。けれども、私も感染まん延防止対策の点について、要望というか、肉付けをきちっとやっていただきたいと思えます。

76ページ目に感染が疑われる患者への対応に対してことを進めるってご意見があると思うのですが、もともと外来などかかりつけのところに患者さんが行く形になると思いますので、やはり検査のできるところが、かかりつけのところでもできるようなシステムを作っていただくようにすると、どうしても決まったところに検査に行かなければならないとなると、なかなか早く対応することが難しいのではないかと思いますので、そういう意味では、手上げをなるべく多くしていただいて、しっかり書いて、76ページの下に書いてありますけれども、感染防護具やマスク、衛生用品について必要量を確保できるようにと書いてありますけれども、それを各医療機関ができるような形に作り上げてもらいたいなど。また、真ん中辺にあります医療体制の確保及び集団感染への対応と書いてありますけれども、道と医師会や地域の医療機関等との連携により、疑似症患者や高齢患者の受入医療機関の確保などと書いてありますけれども、やはり入院しなければならない患者さんが来たときに

コロナか、コロナでないかという問題がありまして、コロナの患者さんならすぐ入院施設の対象のところに行く訳ですけども、疑似患者に関しては、来たときに交通事故でなったとしても良く分からないので、取り敢えず医療機関としては検査をしていただいて1日入院していただいて、個室に取り敢えず1日、検査の結果が出るのを様子を見る、協力医療機関というのが示されていますけども、なるべく協力医療機関をたくさん手上げていただくことによって、一般的な入院が必要な患者さんも、発熱があるからといって断られるような話しでなくて、やはり患者さんをきちっと受け入れられるようなシステムを作っていただかなければならないのではないかと思います。

それと、77ページ目に、情報の公表のあり方というのがありますけども、今、説明の中でありましたように、振興局単位を基本として報告するという形で今もなっておりますけども、あの、1番最後のページにあるように、流れですね、市町村への感染者情報の流れ、フロー図というのがありますけども、これを見ると公表するときには、道の本庁から、市町村単位でやるというものじゃないんじゃないかと思うのですけども、やはり患者さんが来て、振興局の保健所に来て、市町村と協力して感染源を早く発見、共有して対応するという形になっているのですけども、これに、やはり医師会とか、その地域の医療機関がなければ、そこで抑えることができないのではないかと思うのですよね、今回ここは市町村の関係を示すような図になっているのですけども、見た感じとしては、対応する者には、患者さんがいたときに陽性の範囲が保健所で把握するような形になって、それを市町村に当然共有して、当然市町村で対応しなきゃならない部分があるのですけども、地域の市町村がやはり医師会とか地域の医療機関と関連をもって対応しなければならないので、この図の中に医師会が入っていただくと、もう少し形が良くなるような気がしたので一言述べさせていただきます。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。82ページの図のあり方など、もう少し具体的なお意見を出していただきました。

続きまして、田端委員お願いします。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

3点申し上げます。

感染まん延防止対策に関して、その項目の中に差別偏見の防止という項目が入っております。この差別偏見の防止が、感染まん延防止対策の項目に入っている意味に関してですけれども、おそらく、差別偏見があれば、感染の申告がなされなかったり、行動歴の調査がなされづらかったりということで、感染まん延防止に阻害するのであるから、差別偏見の防止が感染まん延防止対策の項目にあると、そういう位置づけであろうと考えております。そういう公共的観点もさることながら、逆に77ページの文章の上にあるように、「人権侵害が許されるものではなく」とございまして、差別偏見の防止は感染防止対策の妨げになるということもさることながら、それには対処しきれない個人の権利擁護という観点もあるのだと、そういうふうに二面性ですね、両方の価値がある項目であるということとはご指摘申し上げたいと思います。項目の呼びかけとして、公共的観点のような感じで

ありつつ、人権侵害ということでの記載がされているのですけれども、両方に触れていただいた方が理解がしやすいのかなと考えました。まだ一点目の続きなののですけれども、差別偏見防止の普及啓発については、これはしつこくですね、メッセージを発していただければということをお思います。これは今後のお願いです。

次に2点目ですけれども、感染まん延防止対策に関して、今触れた差別偏見のような普及啓発という言葉で、道民への普及啓発というふうに申しますと、直感的には、本来は感染の予防ですとか、行動の自粛であるとか、そういうことに関する道民への呼びかけが本来は入るのかなと思います。ここでないのは、おそらく現状、必要十分にそのことがなされていて、道民の方々も十分に対応してくださっているのです、課題としてはおそらく現れていないで、だから載ってはいないのだろうと思うのですけれども、感染まん延防止対策という括りの中で、道民への呼びかけの一方の車輪としては、差別偏見だけではなくて、感染予防に対しての行動なり意識の部分は、やはりないとちょっと違和感といいますか、今現状、それがいないほどに十分なことは理解しているのですけれども、今後例えば意識が慣れてくると、また呼び掛けが必要な場面も生じてくるのではないかということも思いますので、項目としては残してといたしますか、取り上げていただいて、必要に応じた行動自粛を呼びかけるですとか、予防行動や正しい知識を普及啓発していくといったことは、あった方がよろしいかなと感じました。

最後3点目です。この取りまとめを今後、活かしていただくということを望みます。私、第一回の会議でも触れた過去の平成22年の新型インフルエンザ対応検証報告書というのがございますけれども、そこでもこの中間取りまとめのように、色々な課題の指摘や改善の方向性が示されておりました。中で例えば、発生事例の公表については、市町村名の公表基準やガイドラインを策定するといったことがあったのですけれども、実際はそのような対応をされていなかったようです。残念ながら課題が持ち越されてしまったこととなりますので、今回ここで課題として取り上げて対応方向を示した点について、今後、手つかずとなることのないように、道の施策が前進していかれることを願います。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。今のご指摘の中で、道民への普及啓発というようなことに関して、むしろもう少しある種、括りとしての重要な、場合によっては場所のいわば在り方みたいなことも含めてご指摘があったと理解してよろしいでしょうか。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

はい。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

たぶん政策全般の、いわば運用、執行に関わる話として、道民とどう向き合うかということがあって、それについてはある意味では網羅的に書いた方が、よりわかりやすというような、勝手にご指摘かなと理解したのですがいかがですか。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

そうですね。項目分け、あまり分けでも分かりづらいのかもしれませんが、感染予防と正しい知識を通じて差別偏見を防止、つながっている部分ではありますね。おそらく両方は入れていただいた上で、どういうふうに扱うかは、構成的な問題もあるかと思えますので、お任せしたいと思うのですが、ちょっとご指摘申し上げました。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございました。いずれにしても、非常に政策推進上は、重要な対象に対するお話ということで受け止めさせていただければと思います。

続きまして、瀬尾委員お願いします。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

瀬尾でございます。まずもって、短期間でここまで取りまとめていただきましたことについて、事務局それから関係する部署の皆様、これまでのご苦勞に感謝を申し上げます。その上で、75ページ以降、今回の結論部分かと思えますので、いくつか意見を申し述べさせていただきます。まず、75ページの「（1）感染まん延防止対策」に関して申し上げます。対応方向の一項目目、（感染拡大の兆候の早期発見）、これについては、75ページから76ページにかけて、今後の対応方法ということで4つの○で記載されております。ここに1つお願いなのですが、「接触確認アプリの登録者数を増やす取り組みを実施する」という文言を5つ目の○として新たに書き加えていただきたいと思えます。その理由ですが、やはり経済が低迷している大きな要因というのは、いわゆる道内のGDPの6割を占める消費、この道民の消費マインドが冷え込んでいるのが大きいのではないかと考えております。この冷え込んでいる道民の消費マインドを底上げするには、これも何度か申し上げているのですが、早期発見、早期対応をしっかりと行い、道民に安心して消費してもらうというのが必要であります。そのための手段の一つとして、接触確認アプリの普及拡大が必要と考えているからでございます。同じような観点からのお願いになりますが、もう一つございます。77ページに（地域の実情に応じた対策の実施）というのがございます。一つ目の○の文の最後の部分ですけれども、必要に応じて特定の地域や業態を対象として施策を講じるという表現がございます。この必要に応じての前に、「北海道全体の経済的なダメージの軽減や、経済活動の両立に向けて」という表現を加筆願えないかがというのが二点目のお願いになります。今後の対応と言うことで考えますと、ポイントの一つは、やはりウィズコロナに向かっていく中で、感染拡大防止と経済の両立を実現していくことだと考えておりますので、この二点についてご検討いただきますように重ねてお願いいたします。

次に、78ページの「（2）社会経済への影響対策」に関して申し上げます。78ページの枠内に主な課題として4項目が書かれています。最初に、今申し上げた消費を回復させていくということにも関係するのですが、ウィズコロナに向かっていくためには、まずは道内の各地域でお金を回していくことが大切だと考えております。その意味では、《主な課題》と対応方法にもということにもなると思うのですが、「道内経済の循環や道産品の消費喚起に資する取組を積極的に行う」という旨の記載が必要かと思えます。また、今後の対応に関しては、経済対策全般についての効果を検証して、いわゆるPDCA、これ

を回していくことも非常に重要と考えております。この点は前回、石井座長のほうからも話があったと思いますので、この点に関しても《主な課題》のところに「対策全般について実績や効果を明らかにした上で検証し、改善や見直しを行う」という旨、もしくはこれに関する記載が必要かと思えます。

続いて、具体的な別個の（２）の対応方法に関して申し上げたいと思えます。対応方法の一項目目のタイトルが（中小及び小規模事業者への支援）となっております。これは支援の目的を今後更に明確にするという観点、また事業継続が重要なのは中小・小規模事業者に限ったことではないということを考えて、タイトルについてはむしろ（企業の廃業と倒産の抑止）と書いた方が今後の支援の目的と方向がより明確になるのではないかと考えられますので、この点のご検討をお願いしたいと思います。同じくこの部分の三つ目の○のところでございます。この二行目の後半部分から、仮に休業要請が必要となる場合には、国への要請を含め、遅滞なく支援策の検討を進めるという表現がございます。このところは、「仮に休業要請が必要となる場合は、支援策を講じることを前提に準備を進める」という表現の方が、有事の際の事業者の不安の払拭、また事業者の積極的な協力に繋がるのではないかと考えます。次に、（雇用の維持と確保並びに就業支援の充実）のところでございます。これも一つ目の○の二行目でございますが、「雇用の維持に向けた企業への働きかけ」という表現がございます。これは取り様によってはいらぬ誤解を招く懸念があるのかなと考えておりますので、削除したほうが良いか、もしくは雇用の維持に向けた環境整備をはじめ、というくらいの表現の方が良いのではないかと考えます。もしかしたら考えすぎなのかもしれませんが。

それから、続いて、79ページに移ります。（新北海道スタイルの浸透と定着）についてです。ここは一つ目の○のところに、商工会議所・商工会と連携した全道8,000事業所への巡回訪問ということで記載されております。ここだけですね、個別の団体名・数値目標が入っておりますが、私どもが聞いている限りでございますけれども、この数値目標の把握、また全道一律での対応は難しいとの話も伺っております。こここのところは関係する団体のほうにも確認されて、記載ぶりを検討された方が良いのではないかと考えます。同じく、その下の二つ目の○でございます。新北海道スタイルの取組事例の共有や課題解決への意見交換などを通じてという表現がございます。ここは意見交換の後に続けて「新北海道スタイルの実践の減収補填、デジタル化、ビジネスチャンスに関する支援の創設」というのを加えていただきたいと思えます。この点に関しても、この会議で繰り返し述べさせていただきましたが、新北海道スタイルの実践によって収入減、減収や費用負担を被っている企業が多いというのが実態です。当会の会員企業では4分の1ほどがそれに該当しております。また、企業の事業継続への支援、これ非常に大事ですが、将来の財政面などを考えますと、どこまでこの先、支援を続けていくことができるのかということと同時に考えなくてはならないと思えます。だからこそ、今は経済的なダメージを受けながらも前向きに新北海道スタイルを実践し、ビジネススタイルの変革に果敢に取り組んでいる企業を手助けし、また増やしていく、また、そういう企業マインドを広げていく。これが中長期的な北海道経済の強靱化にとっては重要だと思えます。今後はそうした前向きな支援策をぜひ創設願いたいという観点からの修文お願いになります。

最後でございます。82ページの「政策形成過程の透明性及び政策推進における実効性

の確保」に関してです。この実効性の確保のためには、市町村の中でもとりわけ人口が多く、また感染者数も多い札幌市との連携が重要だと思います。この点に関しては、文章の中に「特に札幌市とはこれまで以上に緊密な連携を取りながら対応していく」旨の記載を盛り込んだ方が良いのではないかと思います。緊密なという表現が余分であるのであれば、「連携を強化」してとかそういう形で取り組んでいただければと思います。以上、細々と申し上げましたが、「今後の対応に向けて」ということでは、この冷え切った道内の経済をなんとか持ち直して感染拡大防止と経済活動の両立、これを図るという観点からぜひとも道民にわかりやすい形での例示をお願いしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。多面的なご指摘がございましたが、減収分についていくつがご意見がございましたけれども、新北海道スタイルで事業者の減収補填というのは、ということと、記述の問題としてどうするかということについて議論すべき点もあったかと思うのですが、今の段階での瀬尾委員に対しての事務局側でコメントすべきところがございましたら何点か受けていただきたいなというふうに思うのですが、

【倉本総合政策部長】

まず、新北海道スタイルの実践にあたっての減収補填の考え方ですが、どういったことができるか、減収補填ということになりますと実際の予算上の問題もありますので。ただ一方でそういう新北海道スタイルの実践がそれぞれの事業者の方にとってもこれからは一つの武器ということではないんでしょうけれども、必要な要件になるし、やり方によっては、それを使うことによってより以上の、また口で言うのは簡単で実際には非常に難しいことは重々承知しておりますが、ビジネスの振興に繋がるという形で一緒になってやっていきたいと思ってますので、その点も含めて今申し上げた新北海道スタイルをやるのが事業者の方にとっても大変な部分も多々あるということも踏まえた上で、そういったことを一緒にやっていければですね。一回時間をいただいて、検討しながら。考え方としてはしっかりと受け止めさせていただきたいので考えていきたいと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

今、私の個人としての意見ということになりますけれども、この新北海道スタイルの浸透と定着というのは、経済と感染症対策を両立するという意味でも重要だということは高橋委員も仰いましたけれども、そういう意味では積極的にそのことを出すべきだというふうに考えておりますけれども、その意味でむしろ、入ってもらうための支援といいますか、そういったものについては、ある程度ぜひお考えていただく必要があるかなと思っているのですが、むしろ入らないとある種事業として成り立たない、そっちがむしろ流れとして当然出てくる流れで、あまりこういうことを言う言い方はまずいのかもしれないですけれども、入っていただくことで初めてきちんと消費者と向き合う経済活動の客体になるという、そういうための考え方だと思うので、入った人に減収補填というのはある意味では僕は矛盾している、率直に言うところだと思うのです。だから支援策はむしろ入りや

すくする、入るために必要な資金がある、そういったものの援助っていうのはできるだけ前広に考えてもらいたいと思うのですが、入ったらある種、収益レベルが下がりますよという扱いは実際はハードルが高いし趣旨にそぐわない面もあるのではないかと思っておりますので、事務局でもまた議論はさせていただきますが、趣旨としてはむしろ、このスタイルの定着ということをむしろ聞いてもらうための支援策という理解でよかったかどうかというところを確認しておきたいのですけれども。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

「新北海道スタイル」に、当会の会員ですと97%がこの新北海道スタイルの実践を行っているという調査結果がございます。もちろん、それぞれ個人としての新しい生活様式の定着、それと事業者としてのガイドラインに則ったしっかりとした対策、これも大事です。それとやはり並行して、これからのビジネスチャンスを広げていくというところで、前向きに頑張っている事業者の方がいらっしゃいますので、その方々をしっかりとサポートするというのが、これからの北海道の強靱化にとって非常に重要かと思っております。後ろ向きではなくて頑張っている方への支援を何とか、そういう意味でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

それであれば、ある意味そんなに考え方が変わらないと思っておりますので、非常に重要な視点というふうに受け止めさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、坪田委員をお願いします。

【日本労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

まずもって、中間とりまとめ作業に当たられました事務局の皆さんに心から敬意を表したいと思います。私からは今日、第6章の今後の対応に関わる課題についていくつか意見と要望を申し上げておきたいと思っておりますが、まず、(1)の感染まん延防止対策、75ページ以下の部分です。このまん延防止対策として整理された項目のいくつかはですね、例えば体制強化であるとか、体制の整備を進めるというような言葉があちこち記載されていますが、やっぱり体制整備などを具体化するということで、必要なことは何といても、人材の確保ではないかと思っております。今、コロナ対策の最前線に保健所は立っているんですけども、これまでも保健師などの職員の慢性的な不足や欠員ということが言われておりましたが、今回のコロナ禍の中で、これがより喫緊の課題であるということになったかと思っております。このまん延防止対策の中でも保健所の体制整備に関するところがいくつか挙げられているわけですが、やはり感染症対策の体制整備についてより本質的な課題解決ということを考えますと、これまで以上に保健所の欠員解消をはじめとした業務の効率化であるとか、あるいは大幅な増員、こういったことにこれまでも取り組んでこられたと思っておりますけれども、これまで以上に力を入れていただきたいということをまず、お願いをしたいと思っておりますし、やはり、現状での大幅な人手不足という状況についての認識をここで、何か表現できないかなと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

それと、77ページです。医療提供体制の確保及び集団感染の対応の中で、一番上のマルです。「より実践的な研修を実施する」という部分があります。これは例えば介護など

の施設においても、しっかりと感染防止に向けた研修を行うということで、もう既に取り組んでいる施設や自治体もあるようですが、これは大変重要なことですので、より多くの職員の方々が受けられるように研修機会を確保するということが、必要だと思います。研修を実施するということが当然として、より多く道内のあちこちで受けられるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、78ページの雇用の維持確保と就業支援の充実ということで、一言お願いしたいのですが、書いている一番下の方ですね、「離職を余儀なくされた非正規労働者等を対象にした研修の実施」等々とあります。これにつきましては、研修中の生活保障を必要とする、要するに研修中、まったく収入が途絶えてしまうという方も中にはいると思いますので、そういう生活保障とセットでこの研修の実施といった支援策をご検討いただきたいと思います。また、この研修も札幌だけではなくて、少なくとも道内の主要都市においては受けられる、こういった体制で作っていただきたいと思いますということ、それと併せて、研修終了後にスムーズな就職に向けた職業紹介にも取り組んでいただくことが重要だと思いますので、そこも一つよろしくお願ひしたいと思います。

それと次、79ページになります。観光振興に向けた支援の充実ということであります。こちらの二つ目のマルです。「感染症収束後を見据え、交通事業者云々」ということで、「北海道の魅力を国内外へ発信するHOKKAIDO LOVEの取組を推進する」とあります。言葉尻を捉えて大変恐縮なんですけど、国外はなかなか無いのかなというふうに思いますので、現状、感染収束の見通しがなかなか立たないという状況の中では、まずは、道内、そして国内旅行客をターゲットにした取組として展開するという形で進めていくべきではないかと思ひます。そこで重要なことは、感染収束後を見据えて観光業で働く方々、観光人材の確保に取り組むことも一方で重要だと思います。現在、観光事業者、ホテル、宿泊、それから旅行代理店等とありますが、休業や雇用調整を余儀なくされているところも多々ありまして、例えば、添乗員やツアーガイド、こういった方々はもう仕事がまったくゼロとか、激減をしている状況があります。このHOKKAIDO LOVEの取組、ホームページを見ると、もう既にしっかりとキャンペーンをやっているんですけども、HOKKAIDO LOVEの取組の中でツアーコンですとか、ツアーガイドを活用するというのをちょっと工夫できないかなと思ひますので、是非、ここはご検討いただきたいと思います。私からは以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。観光のところまで、ご指摘をいただきました。観光振興のところ、どこでもそうなんですけれども、このペーパーでどこまで書いて、本来の観光施策でここから先を受けるかというような、基本的にはちょっとそういう仕切りの問題に関わる部分のご意見もいくつかあったかと思ひますので、それは当然、ご指摘のこと自体は推進すべきということで、観光自体もしかりだと思ひますけれども、ここに書かないからやらないということにはまったくならないという問題でもあるというようなところは、ちょっと念のためにお話申し上げて、書き込むべきことはできるだけ書くということが基本だとは思ひますが、ある意味では、できるだけ、こちらのペーパーとしては、コロナに関わって早急に対応すべきことに重点化して、記述するという基本的な考え方で、整理をするべきかなとうこともあるものですから、一応そこだけ、この後どうするかという話もある

かもしれませんが、ちょっと申し上げておきたいと思います。どうもありがとうございました。

【北海道教育大学大学院 水上教授】

よろしくお願いします。

今までも委員の皆様も仰っているように、この短期間でこの取りまとめ、質も量もすばらしい、この取りまとめをされたことに敬意を表したいと思いますし、基本的に賛同させていただきたいと思います。

私からは、80ページ、81ページの教育への対応のところで何点か要望をさせていただければと思います。

まず、対応方向の今後の学校運営の質的改善のところで学習指導員とスクールサポートスタッフを各学校に1名ずつ配置していただくということに対しては、かなりの学校でありがたいと思っているようです。ただし、なかなか人材がいないと、昨日もちょっと私も主催している研究会の中で10名の小学校の先生方が仰ってたのですが、3校はもう人材が見つかって配置されているのですよね、そこは消毒をしていただいたり、先生方が放課後やらなければならぬ手助けをしてくださっていて、とても助かっているという話があるのですが、なかなかスタッフを見つけることができない、私は大学にいるものですから、大学に誰かいないかということで、いろいろな学校の小学校の校長先生や教頭先生から電話が掛かってくるのですが、大学の方も、もう非常勤講師、時間講師したりしてなかなかいないのですよね、ですからこの素晴らしい制度なのだけれども、その適任者を探すことがなかなか難しいという事態を広く公募するようなシステムを作っていたら各校に配置できるようにしていただければと思っています。それが1点目です。

それから2点目なのですが、今後の学校運営の質的改善の「○」の2つ目ですね。コロナいじめですね。これについては各学校もかなり気をつけながらやっているようですが、やはり報道というか、学校名が発表されると過剰反応は起きると思うのですよね、ですからこれが何とか公表しないということにならないのかということ、ちょっと要望させていただきたいなと思っています。

それから、最後に3つ目ですが、大学の方もやっと教育実習ができる環境になってきました。9月から実習に入っているのですが、2週間前から学生一人ひとりに朝と夜の検温、健康チェック、これをさせて全て表につけて、そして大丈夫な者を教育実習に行かせているわけなのですが、昨日、僻地校の体験実習で旭川周辺の1つの僻地校に挨拶回りに行ってきたのですが、大きな学校とは違う心配事があると、それは何かというと、やはり僻地校、農村部の学校です。3世帯同居、4世帯同居をしていると、その中で学校で感染させて家庭にコロナを持ち帰って、お爺ちゃん、お婆ちゃん、高齢者にうつしては大変だということで、かなり校長先生方が、私は小規模校なので3密にならないから、少しは緩くやっているのかと思ったら、そうではなくて小規模校でもかなり、先生方もフェイスマスクをして授業をしていましたし、グループ協議させるときにはかなり机を離して、アクリル板で仕切ってグループ協議させているので、その努力を見ていると、やはりフェイスマスクだとか、アクリル板を買う経費を出していただいているということにありがたいと学校の校長先生も仰ってましたが、これからもこの児童生徒が安心して学べるような環

境整備に協力をして支援をしていただければと思っています。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

教育面の課題につきまして何点かご指摘をいただきました。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

私も委員の一人としてちょっとだけ意見をいただきます。

基本的には、非常に短期間でまとめていただいたとっておりますし、主な論点について、きちんとお書きいただいたかなとっております。

その中で、なかなか患者情報の公表の話について、いろいろ難しいご事情もあることは十分承知いたしました。市町村とも十分協議を重ね対応を整理するというので、答えはまだ出せないけれども、きちんと出していただくという意味でお書きいただいたとっておりますので、やはり、この辺の交通整理、国との連携なり協議というの必要なのかもしれないけれども、なかなかほったらかしにできないレベルの問題にはなっている1つの論点かと思っておりますので、是非、方向付けをこれからしていただければありがたいとっております。

それと、新北海道スタイルの浸透・定着という項目に、意識をと言いますか、要はこれからのステージ、非常に厳しい、感染対策を十分図った上で、経済の振興、回復というようなことについても精一杯図っていくというギリギリの、その方向性ということをやはり基本に据えながらやるということで、そういうことで、ウィズコロナの政策推進をするという、その表れが私は新北海道スタイルということで良いんじゃないかとっておりますので、そういう「一言」何か、なかなかそういうところを書く部署がない、課題ごとのまとめ方になっているので、これ自体を変える必要はないと思うのですが、そういう論点は入れていただければありがたいなとっております。

今回は、実効性の確保ということについても触れていただいて、議論については後ほどこれからということかと思っておりますけれども、はっきりここまでお書きいただきましたので、これも是非、これから議会も含めて実りある議論を展開していただければありがたいとっております。

瀬尾委員も仰っていたのですが、PDCAサイクルのところについては、最後の一文に書いてると言えば書いてあるのですが、私もできれば少し項目をむしろ起こしていただいて、はっきりそういうことを政策推進のある種ポイントに据えて、きちんとやっただくというような意味合いで言うと、ちょっと文章上でいうと独立の文章にさせていただくことができれば、その方が論点としてははっきり伝わるのではないかとこのところをちょっと思った次第です。私自身の意見は以上になります。

一回りご意見をいただきましたが、本日、ご欠席の辻委員からも事前にご意見をいただいておりますので、事務局の方からご紹介をいただければと思います。

【倉本部長】

お手元に辻委員からの一枚紙があると思います。ご覧いただきながら簡単にご紹介します。

総論としては、同意をいたしますということでございますが、まず第一回会議で述べた

感染者情報の公表のあり方について、誹謗中傷防止の観点から記載いただいた内容で進めることに異論はないと。ただ、デマや憶測情報がSNS等を中心に流れる状況に対応しなければならないということ。それから、保健所設置市と道が保健所を設置している市では、情報の出所が違うということがまだ住民や一部報道機関に十分に理解されていないことなどについて、開示をいただきたいということ。

それから、感染防止の観点から2つございまして、1つは、地域の医療体制について、今後の季節性インフルエンザの流行を見据えた医療体制の整備ということと、大幅な減収となっている地域の一次医療機関が立ちゆかなくなることがないように、対策をお願いしたいとのことです。2点目としては、保健所の体制強化ということで、機動的に人員が確保できるようお願いしたいということです。

それから、最後に経済対策について、今後とも切れ目のない支援が必要だということ。それからその際、政策立案の過程で、必要な財源の確保に向けて国に共同で要望するなど市町村とより一層連携を深めてほしいということ。この点にも、ご意見をいただいております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

意見自体は多岐にわたっていましたが、基本的な大枠としての中間取りまとめの素案の内容については、一定のご評価を各委員からいただいたのかなというふうにまとめさせていただければと思っています。私の伺った範囲で何点か追加的に議論させていただきたいと思う点があるのですが、1点目は自助、共助、公助ということで、加藤委員から共助の仕組みの重要性をおっしゃっていただいたのですが、医療その他の面で、そういったことの必要性等、もしお感じのところがあれば、さらにご意見を頂ければと思うのですけど。

【北海道老人福祉施設協議会 加藤副会長】

実際にクラスターが発生した施設において、やはり介護職員、それから医療スタッフがすべていなくなる。家族から、そこで仕事をするなど、こういう話があって、まさに医療崩壊、看護崩壊、介護崩壊が起きてしまった事象がありました。そういうことを防ぐためには、自分たちでできる範囲ではやはり限界がある。そこでどういうかたちで支援ができるのだろうか。一番考えられるのが直接的な支援で人を運ぶ。その施設に応援に行くというのが一番良いのですけれども、応援に行けば、それで済むかという問題もあります。どういうかたちで機能的に動かすかとか、その施設でクラスターをどのように終息させるのか、そのためにはどういう方法が一番良いのかという方法論がきちとなされて、そこに手段として人を派遣する。人を派遣するためには、我々のような施設を抱えている色々なところから、人的資源をどうやって集めてつながっていったらよいのだろうかというところが一番重要になってくるのではないかとこの観点で、北海道の保健福祉部の方で音頭をとっていただいて、派遣のあり方とか、様々な問題がここで発生するのです。人の命を預かっているところですので、知らない人が行って、そこで介護して、すぐできるのかどうか。色々な問題が出てくるものですから、事前にきちと詰めなければならないことがたくさんあるのですけれども、そこをきちと詰めた上で応援態勢をどうやっていくのか

というところが、我々としては一番重要なのではないかと。特に地方においては、介護不足、医療不足がはげしいので、そこで一旦起きてしまうと、コロナの陽性になった人以外の人に影響が出てくるところを危惧しているところです。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

連携しないとうまく作用しないけれど、公助のためには共助が絶対的に必要だというご指摘かなと受け止めました。医療も同じような部分があると思うのですが、三戸委員、ご意見がございましたらお願いします。

【北海道医師会 三戸常任理事】

今のお話ですけれども、例えば沖縄で患者さんが増えて、看護婦さんが少ないという時に自衛隊とかが派遣されるのですけれども、北海道の医療体制の整備について、道庁と話をしたことがあります。その中で、災害救急とかに対する対応をどうしたらよいのかということについて会議の中で話しが出て、まずは救急だけだったのですけれども、災害に関しても、感染症も災害と同じような感じですので、その内容について、論点として事務局にお願いをして、そういう点も含めたかたちで対応をどうしたらよいのかと、やはり最初の1～2週間がまず問題で、感染症の専門の方もいるし、日本医師会にJMATという組織もありますので、そういう意味では色々なところで対応しているところがあります。北海道自体としても平時でも緊急の対応を検討して、なるべく医療機関や介護施設に迷惑のかからないような、専門家を派遣して対応できるシステムを作っておかないと、今回急になったからどうするというわけにはいかないと思いますので、多分そういうものが、今、検討されるのではないかと私は思っています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

この会議をきっかけに、さらに進めていただくテーマだということかと思います。高橋委員、このあたり、ご意見ございますでしょうか。

【札幌医科大学 高橋教授】

いいえ、先生方がおっしゃられているとおりでと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

もう1点の話としては、田端委員がおっしゃっていた道民への普及啓発というあたりで、単に普及啓発なのか、もう少し広い話なのかという部分も含めて、政策というのは客体が多分道民ということですから、どう受け止める義務があるかということと、どう受け止めるのかという両面、この対策ならこの対策として必要だということが前提かと思うのですけれども、先ほど項目立てはどちらでもよいとおっしゃっていましたが、改めて田端委員いかがでしょうか。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

先ほどから話題の新北海道スタイルに関しても、利用者である道民が選ぶという観点も

ありますし、道民自身の行動という観点もありますので、一人一人を守るための感染予防でもあり、また、公共的な感染予防でもありというところで、両面あるということが意識の出発点だろうと思うのです。それで、正しい知識というものが基にあって、一人一人が勝手に学ぶのではなくて、道も道の立場で啓発していくと。それがあればこそ、感染防止にもなるし、また、正しい対策をしている事業者であれば、そこを利用するといったかたちで経済にもつながっていくのだし、また、感染した方への不当な差別もないのだということで、根っこでは全部つながるところではあります。項目としては、感染まん延防止に入ってしまうても良いのですけれども、根っことしてはつながっている、深いところからきている話であるということをお願いしたかったのです。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

この辺りは、坪田委員はご意見がございましたら。

【日本労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

差別・偏見の防止ということについては、これまで私も発言してきたところですが、改めて、北海道で様々な計画がある中で、差別・偏見の取り組みがどうなのかということ調べてみたのですが、例えば、北海道感染症予防計画、こちらの中にも感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重ということが、しっかりと明記されているということ。それから北海道人権施策基本計画がありまして、これがちょうど今年、見直しの作業に入っているということですので、これは様々な課題の人権施策について、網羅的に示した方針なのですが、この中にもH I Vであるとか、そういった病気に関する患者の人権の尊重ということが述べられています。この様々な計画に盛り込まれている人権尊重の規定が、なかなかみなさんの知ることにならないという意味では、普及啓発ということ言うのは簡単ですが、これを具体化するということは本当に難しいと思います。かなり計画的に、緻密に普及啓発に向けた計画を立てて、言うだけではなくて、いかに浸透させるために取り組むのか、ここをじっくり検討していく必要があると思います。

それと、この機会ですので、私は条例の制定ということをお願いしましたが、少なくともこのタイミングで、人権尊重、感染症対策で人権を尊重するという宣言くらいは、はっきりと道の立場で出すべきではないかと思いますので、是非ご検討いただきたいと思ます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

最後の部分は、実効性のある対応をしていただくということの中で、そういうことも含めて検討いただくべきことかと思ます。偏見・差別ということについては、扱いが難しいですが、きちんと浸透させていくことについて、いろんな方法論を考えていかなければいけないと思ます。

最後に、もう1点だけ。新北海道スタイルの推進について、私自身は非常に大きな柱として考えているということについてお願いしましたが、瀬尾委員からご発言をお願いできればありがたいのですが。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

繰り返しになりますけど、新北海道スタイル、やはり感染拡大防止を徹底した上でというのが前提になるかと思いますが、疲弊していく道内各地域の経済、これをどうやって回していくかということとの両立でないと、地域はなかなかもたないとの実感を持っています。昨日も、空知地域に訪問して、空知の会員企業の皆様と懇談会をやってきましたが、やはり、コロナもそうであるが、思った以上に人口減少の影響が、コロナと相まって自分たちの地域がどうなるのかというところの危機感を非常にもっています。そういう中で、新北海道スタイルというものをしっかりと打ち出して、個人の行動変容ですとか、そういうものもありますが、いかにその中からビジネスチャンスを獲得していくか、これは個々の企業によるところが大きいとは思いますが、そこをどういう形で支援していくかということで、まさに車の両輪で進めていかないと、地方がなかなかこの先もたないのではないかと思いますので、そういう意味で、新北海道スタイルについては、我々も具体的にどう進めていくかということについては、一緒に考えていきたいと思っています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

この中間とりまとめを更なるきっかけに、積極的に推進を図っていただくべきテーマではないかということで、私自身とも同じご意見を頂戴しました。

3, 4点ご意見を賜りましたが、言い忘れたところや、議論の過程で新たに発言されたいご意見等ございましたら発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中間取りまとめについては、「検証」という少し重たいテーマを預けられた部分もございますが、施策の実施過程、随分厳しい状況の中で、悩ましいご決断をされたという経過も我々として受け止めて、概ね意思決定自体については、アンケート等の評価を踏まえて、一定の妥当性をこの委員会としても共有したと思っております。一方で、政策執行部分での、特に第一波の際の手続き上の問題点については、二度とそういうことが起こらないよとの意味合いで、論点・課題として指摘して対応策を打ち出すことができたと感じております。感染防止なり医療体制ということについても、いろんな御知見をいただいて、今の時点で、ある程度整理できることについては、出していただいたかなど。いずれにしても、まだ状況自体が動いている過程での状況整理ということになるということですが、今日、みなさんからいただいたご意見についても、更にできるだけ反映することについて、事務局をお願いして、中間とりまとめについては、成案にもっていきたいと思っております。とりまとめの考え方につきましては、中間とりまとめの内容自体が問題だという意味合いのご意見はなかったのではないかとということで、よろしければ、事務局と私の方で調整を最終的なものとしてさせていただいて、とりまとめを整理するという形で対応させていただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、恐縮ですが、お任せいただきまして、今日の見解も十分踏まえる形で整理させていただきたいと思っております。今回、あくまで検証の中間とりまとめということでございますので、対応の方向については、きちんと出していただいたかと思いますが、具体的な内容はまだまだこれからというものが、相当するあるという状況でございまして、道におかれまして、これらの点については、今後、早急に具体化して取り組みにつなげていかれ

ることになるかと思いますが、いずれにしても、新型コロナウイルス感染症への対応を考えますと、今後も、長期に及んでいくということになるかと思いますが、検証を行いながら取り組みを進めていくということが必要になるかと思いますが、その意味で、大変恐縮ですが、一定の期間をおいて、この会議で改めて進捗状況の確認をするということについて、みなさんにご同意をいただければ、逆に言うと、とりまとめについて、委員のみなさん各々に責任をもっていただくということになりますが、大変お忙しい中恐縮ですが、何回になるか、発展系の動きの中でのことですので、いずれにしても必要に応じてということになるかと思いますが、そういった形でこの会議の実施を考えさせていただければと思っておりますので、是非、ご了解をいただければと思います。よろしいでしょうか。では、是非そのようお願い申し上げたいと思います。それでは、本日の議論については、十分ご意見をいただいたかと思っておりますので、私の進行はこれで閉じさせていただきます。

【中野副知事】

本日も長時間に渡りまして、熱心なご議論をいただき誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、これまで4回に渡りまして、それぞれご専門の立場から貴重なご意見をいただきましたこと、改めて厚くお礼申し上げます次第でございます。先ほど石井座長からお話のありましたとおり、中間取りまとめにつきましては、今後石井座長とご相談させていただきながら取りまとめをさせていただきますけれども、我々といたしましては、いただきました中間取りまとめを踏まえまして、十分に今後の対応に活かしてまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続き、道の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、様々な形でご意見・ご助言いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、本日は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(了)